

7章 南の里特別緑地保全地区について

南の里特別緑地保全地区については、平成 17 年 10 月 7 日に特別緑地保全地区として都市計画決定をしました。

7-1.南の里特別緑地保全地区の概要

(1) 位置と区域面積

南の里特別緑地保全地区は、北広島市南部の市街化調整区域に位置し、「国有林」－「富ヶ岡の森」－「南の里の森」－「仁別・三島の森」と続く緑の軸の骨格となっています。

南の里特別緑地保全地区の規模は、北広島市有地、北海道所有地などを合わせた約 183ha です。

図表 29.南の里特別緑地保全地区の位置



図表 30. 南の里特別緑地保全地区の区域

名 称	面 積(ha)
北海道所有地	165.6 ha
北広島市有地	14.9 ha
国有及び電源開発(株)用地	2.6 ha
計	約 183 ha

(2) 自然環境

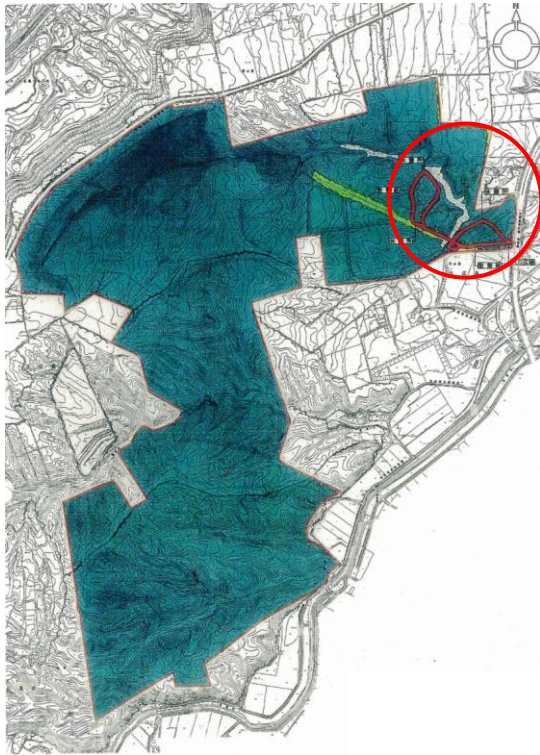
南の里特別緑地保全地区の地形は、島松丘陵地に区分される丘陵地形であり、地区内を南里川、地区南側は島松川が流れています。

植生はコナラ等を主体とし、地区の景観を構成する重要な景観要素となっています。また、学術的にも貴重と認められる野生生物も確認されるなど、多様な野生生物の生息・生息地となっています。

(3) 緑地の保全と施設に関する基本的な考え方

南の里特別緑地保全地区は、自然林に近い二次林主体の南側エリアを「保全ゾーン」とし、主に二次林で構成される北側エリアを「自然とのふれあいゾーン」としています。全体は保全を基本としますがアクセス性に富む北側エリアの一部については、人と自然とのふれあいを促すゾーンと位置づけ、自然と人との共存の場としています。(図表 31)

施設については、入口広場 1 箇所、休憩所 3 箇所、Aゾーン側に約 510m、Bゾーン側に約 640mの散策路があります。極力樹木の伐採を避ける位置に計画して、必要最小限の施設整備となっています。(図表 32)



図表 31.
南の里特別緑地保全地区全体図

図表 32. 南の里特別緑地保全地区整備区域図(拡大図)

